

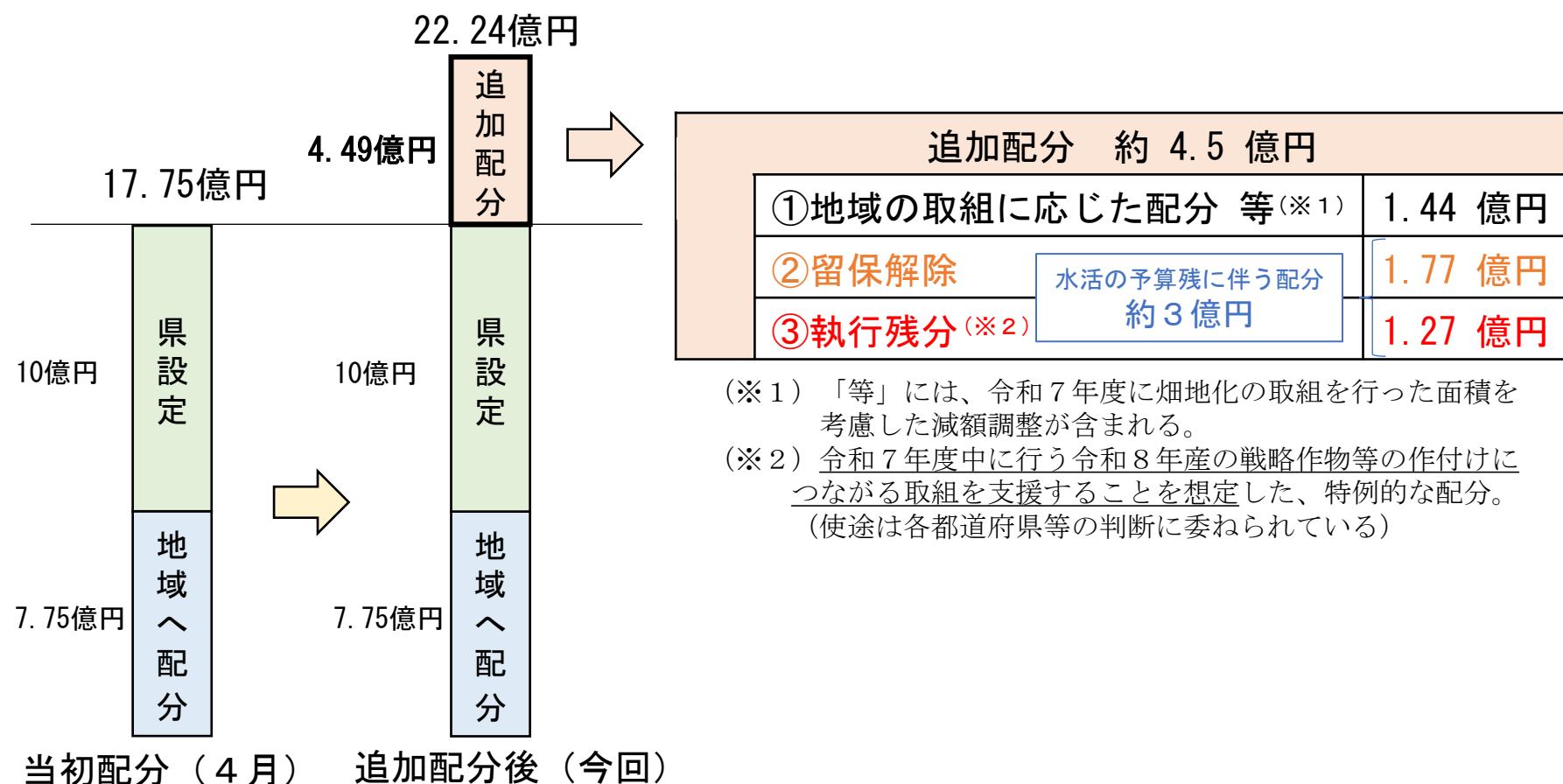
令和 7 年度産地交付金の 追加配分の活用方針（案）

令和 8 年 1 月
新潟県農業再生協議会

1-1 令和7年度 産地交付金の追加配分 ~本県への配分額~

- 令和7年度に係る本県への追加配分では、そば等の「①地域の取組に応じた配分」に加え、当初配分の1割以内を目途に実施される配分（②留保解除）があった。
 - ①と②の配分を行ってもなお、水活予算に残余が発生するため、国から、主に令和7年度中に行う令和8年産の戦略作物等の作付けにつながる取組を支援することを想定した配分（③執行残分）があった。

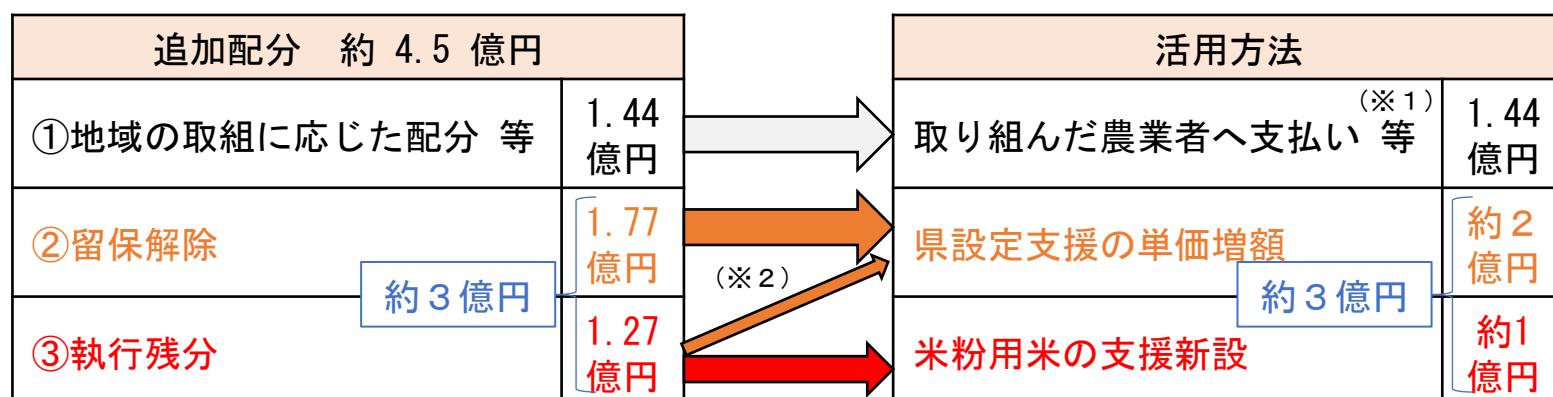
【令和7年度 産地交付金配分額（新潟県）】



1-2 令和7年度 産地交付金の追加配分～活用方針（案）～

- 追加配分①は、そば等に取り組んだ農業者への支払い等に活用する。
 - **追加配分②**は、**県設定支援の単価増額**に活用する。増額後の単価は、次頁の整理番号1、2、3-1、4、5を参照。
 - **追加配分③**については、8年産の米粉用米の作付けの維持・拡大につなげるため、県の水田収益力強化ビジョンに「**米粉用米の支援を新設**」し、主にその財源として活用する。

【追加配分の活用方針】



(※1) 「等」には、令和7年度に畠地化の取組を行った地域に対して、減額調整する分が含まれる。

(※2) 水活の予算残に伴う配分「約3億円」のうち、上表②に相当する約2億円は、県設定支援の単価増額に活用し、上表③に相当する約1億円は、米粉用米の支援新設に活用する。

3 新たな県設定支援（案）

- 主に追加配分②を活用して、既存支援の単価を増額する。（整理番号1、2、3-1、4、5）
- 追加配分③を活用して、米粉用米の支援を新設する。（整理番号3-2）
- 米粉用米は、県内の食品製造事業者等から求める非主食米の中でも、主食用米との価格差が一番大きいことから、対象品目を米粉用米に絞って支援を新設する。

【新たな県設定支援の概要】～赤字は、今回の追加配分を受けて変更した部分～

整理番号	対象作物	使途	単価 (円/10a)	取組要件等
1	加工用米	安定生産支援	13,000 10,000 (上限14,000)	低コスト生産の取組を2つ以上、もしくは令和5年産、6年産又は7年産～3年以上の複数年契約
2	新市場開拓用米	低コスト生産支援	13,000 10,000 (上限14,000)	低コスト生産の取組を2つ以上実施
3-1	米粉用米	生産性向上支援	13,000 10,000 (上限14,000)	生産性向上の取組を2つ以上実施
3-2		新設 安定生産支援	(※1) 最大15,000 (上限15,000)	整理番号3-1の支援対象であり、かつ、令和8年産の米粉用米の契約数量が令和7年産以上となることが確実であること（区分管理の場合は、令和8年産の米粉用米の作付面積が令和7年産以上となることが確実であること）。
4	WCS用稻	生産性向上支援	6,000 5,000 (上限7,000)	生産性向上の取組を2つ以上実施
5	飼料作物	生産性向上支援	6,000 5,000 (上限7,000)	生産性向上の取組を2つ以上実施

（※1）取組状況に応じて変動する可能性あり。

3

4 米粉用米の維持・拡大に向けた支援の新設（案）～整理番号3-2～

【支援内容】

- 整理番号3-1の支援対象であり、かつ、令和8年産の米粉用米の契約数量が、令和7年産以上となる場合、令和7年度の支援対象面積に対して、「最大15,000円/10a」を支援する。
- 当該支援に取り組むと、既存支援（整理番号3-1：13,000円/10a）と合わせた、県設定支援の単価は「最大28,000円/10a」となる。

【新支援の詳細】

～赤字は、今回の追加配分を受けて変更した部分～

使途名	3-1 生産性向上支援 3-2 安定生産支援
対象作物	米粉用米（基幹作）
単 価	3-1 13,000 10,000 円/10a (上限14,000円/10a) 3-2 15,000 円/10a (上限15,000円/10a)
内 容	<p>【整理番号3-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米粉用米の生産性向上に資する取組を支援する。 <p>【整理番号3-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年産の米粉用米の生産性向上に加え、令和8年産の米粉用米を維持・増加させる取組に対して支援する。
具体的要件	<p>【整理番号3-1】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米等取組計画書が受理されていること又は「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。 2 別紙に定める生産性向上の取組のうち、2つ以上に取り組むこと。 <p>【整理番号3-2】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 整理番号3-1の支援対象であり、かつ、令和8年産の米粉用米の契約数量が令和7年産以上となることが確実であること（区分管理の場合は、令和8年産の米粉用米の作付面積が令和7年産以上となることが確実であること）。 <p>※ 交付対象面積は、令和7年度の面積とする。</p>
取組の確認方法	<p>○ 以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書及び営農計画書 ・ 加工用米等取組計画書及びその添付資料又は加工用米等出荷契約等数量農業者別一覧表 ・ 販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 ・ 生産性向上の取組の確認は別紙のとおり <p>【整理番号3-2のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年産の米粉用米の契約数量が令和7年産以上となることを確約する誓約書等（令和8年産の米粉用米の契約数量や作付面積及び出荷・販売実績等は、令和8年度に確認する。）

4

5－1 米粉用米の新支援 ~Q A~

- 令和8年産の契約数量は、農業者から誓約書等を提出してもらって確認する。
- 令和8年産の契約数量が、令和7年産以上とならなかった場合は、返還等の手続きを行う。

【米粉用米の新支援に関するQ A (未定稿)】

Q 1 令和8年産の米粉用米の契約数量が令和7年産以上となることが確実であること^(※1)を、どのように確認するのか?

(※1) 区分管理の場合は、令和8年産の米粉用米の作付面積が令和7年産以上となることが確実であること。

- 令和8年1月28日までに、農業者から誓約書等を提出してもらって、要件を確認してください。
- なお、令和8年産の米粉用米の契約数量や作付面積及び出荷販売実績等は、令和8年度に確認してください。

Q 2 令和8年産の出荷契約時における米粉用米の契約数量が、令和7年産を下回った場合^(※2)は、どうするのか?

(※2) 区分管理の場合は、令和8年産の米粉用米の作付面積が令和7年産の面積を下回った場合

- 整理番号3－2の対象金額の全額について、令和8年度に返還等の対応を行います。

【誓約書の参考例】

【参考例】

令和7年度産地交付金における米粉用米の安定生産支援の申請に関する誓約書

○○地域農業再生協議会の代表者様

令和7年度産地交付金における県設定支援の整理番号3－2の申請に当たって、下記の事項を誓約します。

記

1 令和8年産の米粉用米の契約数量が、令和7年産以上となること。
※ 区分管理の場合は、令和8年産の米粉用米の作付面積が、令和7年産以上となること。

令和7年産の契約数量 : kg (区分管理の場合 : m²)
令和8年産の契約(予定)数量 : kg (区分管理の場合 : m²)

2 以下に記載した出荷先(予定含む)に、令和8年産の米粉用米を出荷すること。

出荷先(予定)

3 令和8年産の出荷契約時における米粉用米の契約数量が、令和7年産を下回った場合^(※3)は、県設定支援の整理番号3－2の対象金額の全額について、返還等の手続きに応じること。

(※) 区分管理の場合は、令和8年産の米粉用米の作付面積が、令和7年産の面積を下回った場合

令和8年1月 日

住 所

氏 名

5－2 米粉用米の新支援 ~今後のスケジュール~

- 地域協議会は、誓約書等による要件確認を実施した上で、1月28日(水)までに所管の地域振興局に、対象面積を報告する。
- 対象者が少ない場合に発生する残余については、2月上旬に不用額調査を実施した上で、令和7年度の転換作物の作付け面積に応じて各協議会に配分する。

【米粉用米の新支援に関するスケジュール】

日	月	火	水	木	金	土
1/4	5	6	7	8	9	10
1/11	12	13	14	15	16	17
1/18	19	20	21	22	23	24
1/25	26	27	28	29	30	
2/1	2	3	4	5	6	7
2/8	9	10	11	12	13	14

● 事務局長等会議 (地域協へ周知)

○ 農業者に周知(地域協→農業者)

○ 新支援の要件確認・面積把握

○ 新支援の要件確認・面積把握

○ 報告 (地域協→振興局)

○ 報告 (振興局→県庁)

新支援の面積確定後、
不用額が発生すれば、
地域協に追加配分を実施

○ 不用額調査

○ 追加配分(県庁→地域協)
※ 変更ビジョンの再修正も併せて依頼

○ 変更ビジョンの再報告 (地域協→振興局)

○ 変更ビジョンの再報告 (振興局→県庁)

※ 追加配分後の変更ビジョン（案）～変更部分は赤字修正～

(別記)

令和7年度新潟県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、米の全国一の生産を担い、主食用と非主食用を合わせた米の産出額が農業産出額の約6割を占める米産地であるため、我が国の食料供給基地として、水田機能を維持しながら食料安全保障の確保に貢献していくとともに、稲作経営の安定化により持続可能な水田農業を展開していく必要がある。

国内では、高齢化や人口減少に伴い、中長期的に主食用米の需要減少が見込まれている中で、本県の基幹産業である稲作農業と、本県を代表する地場産業である新潟清酒や米菓など米関連産業が連携し、双方の振興を図るとともに、海外での需要の高まりに応じた米の輸出拡大を進める必要がある。

そのため、米については、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進する。

更に、本県の強みである米に加え、輸入依存度の高い麦・大豆のほか、WCS用稻等飼料作物の生産や、園芸導入・拡大により経営の幅を広げ、本県農業の成長産業化を進める。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

国内の主食用米の需要減少が続く中、稲作経営体の収益力強化を図るためにには、園芸作物等の高収益作物の導入・拡大により経営の幅を広げていく必要がある。

このため、園芸作物の導入・拡大に向けて様々に挑戦する農業者や産地を、県と関係機関・団体が一体となって生産から販売まで一貫してサポートする取組を推進し、県園芸振興基本戦略の目標である園芸産地販売額の向上や園芸販売額1億円を超える経営体の倍増について、令和14年までの達成を目指す。

加えて、県内外の市場等からの要望や、加工・業務用への対応など、様々な需要に応じた販路を拡大することで、価格の安定化を図り、農業者の所得確保につなげていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

農作物を効率よく生産し、産地化を進めるため、ほ場整備の実施と併せ、排水対策の徹底による水田の汎用化を推進していく。

本県では、ブロックローテーションが可能な地域では、水稻と大豆又は麦等を組み合わせたブロックローテーション体系が広く浸透しており、この体系を維持していく。

また、畑作物のみ生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等について引き続き点検し、関係機関と調整しつつ、地域の実情に合わせながら畠地化を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

ア 家庭用米

コシヒカリは、国内外での知名度が高い本県の主力品種であり、異常高温下においても、食味・品質・安定収量を確保するため、後期栄養の確保に向けた技術対策や適期収穫、土づくりの励行等を通じて、食味を重視した米づくりを徹底する。

新之助については、国内をはじめ海外でのニーズも視野に需要を拡大するとともに、高いレベルで安定した食味・品質の確保を最優先とした取組を推進する。

イ 業務用米

近年、新潟米についても中食・外食需要が拡大していることから、実需者のニーズや気候変動等へのリスク回避を踏まえながら品種を選定した上で、低コスト生産を基本に、安定生産・供給を推進する。

(2) 備蓄米

7年産米の買入れが中止されたため、備蓄米として予定していた数量は、県内実需が原料米の調達に苦慮している加工用米、米粉用米、輸出用米への転換を図る。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

多収品種での取組を基本に、県内畜産業者の需要に応える地域内流通など、畜産振興や稻作経営の安定化の観点から活用を図る。

イ 米粉用米

主に県内の製粉業者等の実需との関係を構築し、実需が求める品種を中心に作付けを推進する。また、生産性向上や安定生産・安定供給を通じて、食品製造事業者等の需要に応えていく。

ウ 新市場開拓用米

海外などの新市場における新潟米の需要拡大に向け、国の支援事業の活用と併せ、低コスト生産や複数年契約の取組を進め、更なる生産拡大を図る。

エ WCS用稻

輸入飼料の価格高騰等に伴い、県内の畜産業者からの県産粗飼料へのニーズが高まっているため、耕畜連携によるWCS用稻の生産拡大や堆肥の利活用を進めながら、地域内流通及び県内全域での自給飼料の流通体制づくりを推進する。

また、生産性向上の取組を支援し、県産粗飼料の増産を後押しする。

オ 加工用米

本県を代表する地場産業である新潟清酒や米菓など米関連産業と連携し、需要の確保と安定生産・供給を進める。

また、複数年契約や低コスト生産等を支援し、安定生産に資する取組を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、国産・県産の麦大豆への需要に対応するため、国や県の支援策を活用しながら、排水対策等の基本技術の徹底により収量・品質の高位平準化を図るとともに、生産の組織化・団地化を進め機械・施設の効率的利用を図ることで、生産コストの低減を推進する。

飼料作物については、収量性の高い品種の導入や栽培技術の支援により生産性の向上を図るとともに、需要に応じた生産の維持・拡大を推進し、県産粗飼料の増産を後押しする。

(5) そば、なたね

中山間地域等における水田農業経営の重要品目であるそばについては、実需と結びついた生産の維持・拡大を推進する。

なたねについては、地域の状況に応じて生産の維持・拡大を推進する。

(6) 地力増進作物

有機農業や高収益作物等への転換に向けた土づくりとして取り組む。

(7) 高収益作物

共同化や団地化など効率的な産地体制を推進するとともに、スマート農業技術の導入などによる省力的で生産性の高い栽培方式への転換や、実需者と連携した消費者ニーズに対応した品目の導入など、産地の構造改革を進め、園芸生産の拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

- ※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。
- ※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

○ 県の生産目標は、直近の需要実績や作柄、需要見通し等を踏まえて毎年設定しているが、令和8年度の目標は、昨今の米価高騰により情勢が見通せないため、当年度の作付予定面積を据え置いて記載した。

なお、令和8年産の主食用米の生産目標は、国の需要量の見通し等を参考に見直す。

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
	うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作	
主食用米	101,400	-	103,800	-	(103,800)	-
備蓄米	4,658	-	0	-	(0)	-
飼料用米	2,866	0	2,500	0	(2,500)	(0)
米粉用米	1,389	0	1,600	0	(1,600)	(0)
新市場開拓用米	1,830	0	2,100	0	(2,100)	(0)
WCS用稻	687	0	750	0	(750)	(0)
加工用米	6,760	0	7,300	0	(7,300)	(0)
麦	293	78	400	80	(400)	(80)
大豆	4,007	96	4,200	100	(4,200)	(100)
飼料作物	302	7	350	10	(350)	(10)
・子実用とうもろこし	1	0	0	0	(0)	(0)
そば	840	18	890	20	(890)	(20)
なたね	0	0	0	0	(0)	(0)
地力増進作物	6	0	6	0	(6)	(0)
高収益作物※	976	34	1,100	50	(1,100)	(50)
・野菜	883	34	995	50	(995)	(50)
・花き・花木	68	0	80	0	(80)	(0)
・果樹	5	0	5	0	(5)	(0)
・その他の高収益作物	20	0	20	0	(20)	(0)
畑地化	130	-	72	-	(72)	-

※1 産地交付金の支援対象のみ

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	目標値
1	加工用米（基幹作）	安定生産支援	加工用米の作付面積	(令和6年度) 6,760ha	(令和8年度) 7,300ha
2	新市場開拓用米（基幹作）	低コスト生産支援	新市場開拓用米の作付面積	(令和6年度) 1,830ha	(令和8年度) 2,100ha
3-1 3-2	米粉用米（基幹作）	生産性向上支援	米粉用米の作付面積	(令和6年度) 1,389ha	(令和8年度) 1,600ha
		安定生産支援			
4	WCS用稻（基幹作）	生産性向上支援	生産性向上の取組面積	(令和6年度) 644ha	(令和8年度) 725ha
5	飼料作物（基幹作）	生産性向上支援	生産性向上の取組面積	(令和6年度) 194ha	(令和8年度) 275ha
6	新市場開拓用米（基幹作）	作付支援	新市場開拓用米の作付面積	(令和6年度) 1,830ha	(令和8年度) 2,100ha
7	新市場開拓用米（基幹作）	複数年契約支援	新市場開拓用米の新規複数年契約取組面積	(令和6年度) 308ha	(令和8年度) 400ha
			新市場開拓用米の作付面積	(令和6年度) 1,830ha	(令和8年度) 2,100ha
8	そば・なたね（基幹作）	作付支援	そばの作付面積	(令和6年度) 840ha	(令和8年度) 890ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:新潟県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	安定生産支援	1	13,000 10,000(上限14,000)	加工用米(基幹作)	低コスト生産の取組を2つ以上、もしくは令和5年産、6年産又は7年産～3年以上の複数年契約
2	低コスト生産支援	1	13,000 10,000(上限14,000)	新市場開拓用米(基幹作)	低コスト生産の取組を2つ以上実施
3-1	生産性向上支援	1	13,000 10,000(上限14,000)	米粉用米(基幹作)	生産性向上の取組を2つ以上実施
3-2	安定生産支援		15,000(上限15,000) 取組状況に応じて変動する可能性あり		整理番号3-1の支援対象であり、かつ、令和8年産の米粉用米の契約数量が令和7年産以上となることが確実であること(区分管理の場合は、令和8年産の米粉用米の作付面積が令和7年産以上となることが確実であること)。
4	生産性向上支援	1	6,000 5,000(上限7,000)	WCS用稻(基幹作)	生産性向上の取組を2つ以上実施
5	生産性向上支援	1	6,000 5,000(上限7,000)	飼料作物(基幹作)	生産性向上の取組を2つ以上実施
6	作付支援	1	20,000(上限20,000)	新市場開拓用米(基幹作)	加工用米等取組計画書が受理されていること
7	複数年契約支援	1	10,000(上限10,000)	新市場開拓用米(基幹作)	令和7年産～3年以上の新規複数年契約 ※ コメ新市場開拓等促進事業の支援対象となっていること
8	作付支援	1	20,000(上限20,000)	そば・なたね(基幹作)	農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約 又は需要者との販売契約

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。